

委託契約している施設以外で産後ケアを利用した方へ

里帰り等により委託契約している施設以外で、産後ケアを利用された場合の利用料を一部助成します。
利用料から自己負担額を差し引いた額の助成を受けることができます。ただし、助成額には上限があります。

【対象者】

産後ケアを利用した時点で、志免町に住民登録または外国人登録がある方

【申請期限】

利用日から1年以内



【利用回数】

最大7日間

※志免町が契約している施設の利用と合わせて7日間になります。

※宿泊型／通所型／訪問型を組み合わせ、利用可能です。

※宿泊型は1泊2日を2日間、通所型と訪問型は1回利用を1日間とみなします。

【助成金額】

裏面をご参照ください。申請後ご指定の口座に振り込みます。

【申請方法】

以下の必要書類を揃えて、母子保健係窓口で申請してください。

郵送で申請する場合は、産後ケア利用申請書と助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要書類のコピーを同封して郵送してください。

必要なもの

- ・産後ケア利用申請書（ホームページでダウンロード可能です。窓口で記入することもできます。）
- ・助成金交付申請書兼請求書（ホームページでダウンロード可能です。窓口で記入することもできます。）
- ・産後ケアを利用した施設の領収書及び明細書（窓口には原本を提出してください）
- ・母子健康手帳
- ・振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）

問い合わせ先

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号
ふれあいセンター2階

母子保健係（志免町役場 子育て支援課）



092-935-1473



【助成金額の上限】

利用年度によって料金上限額が異なります。

～R6 年度利用の場合～

自己負担額

サービスの種類		宿泊型	通所型	訪問型
料金上限	課税世帯	6,000 円/日	3,000 円/日	1,000 円/日
	町民税非課税世帯 生活保護世帯 ※1	1,000 円/日	500 円/日	500 円/日

助成金額の上限

サービスの種類		宿泊型	通所型	訪問型
料金上限	課税世帯	19,000 円/日まで	12,000 円/日まで	9,000 円/日まで
	町民税非課税世帯 生活保護世帯 ※1	24,000 円/日まで	14,500 円/日まで	9,500 円/日まで

※1 町民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、手続きが必要です。

～R7.4 月以降の利用の場合～

自己負担額

サービスの種類		宿泊型	通所型	訪問型
料金上限	課税世帯	4,000 円/日	2,000 円/日	500 円/日
	町民税非課税世帯 生活保護世帯	1,000 円/日	500 円/日	0 円/日

助成金額の上限

サービスの種類		宿泊型	通所型	訪問型
料金上限	課税世帯	21,000 円/日まで	13,000 円/日まで	9,500 円/日まで
	町民税非課税世帯 生活保護世帯	24,000 円/日まで	14,500 円/日まで	10,000 円/日まで

例：1泊2日で産後ケア（宿泊型）を利用し、合計 55,000 円支払った場合

自己負担額 4,000 円×2 日＝8,000 円は必ず自己負担となります。

合計金額 55,000 円－8,000 円（自己負担額）＝47,000 円のうち

助成額の上限 21,000 円×2 日＝42,000 円はお返しできますが、

47,000 円－42,000 円＝5000 円は自己負担となりますので、自己負担額は合計 13,000 円となります。